

工事契約手続き(詳細)

ここは、本社資材部門で発注する請負工事の契約手続きを解説するページです。

[□ 手続きのあらまし](#)

[□ 標準的な発注手続き](#)

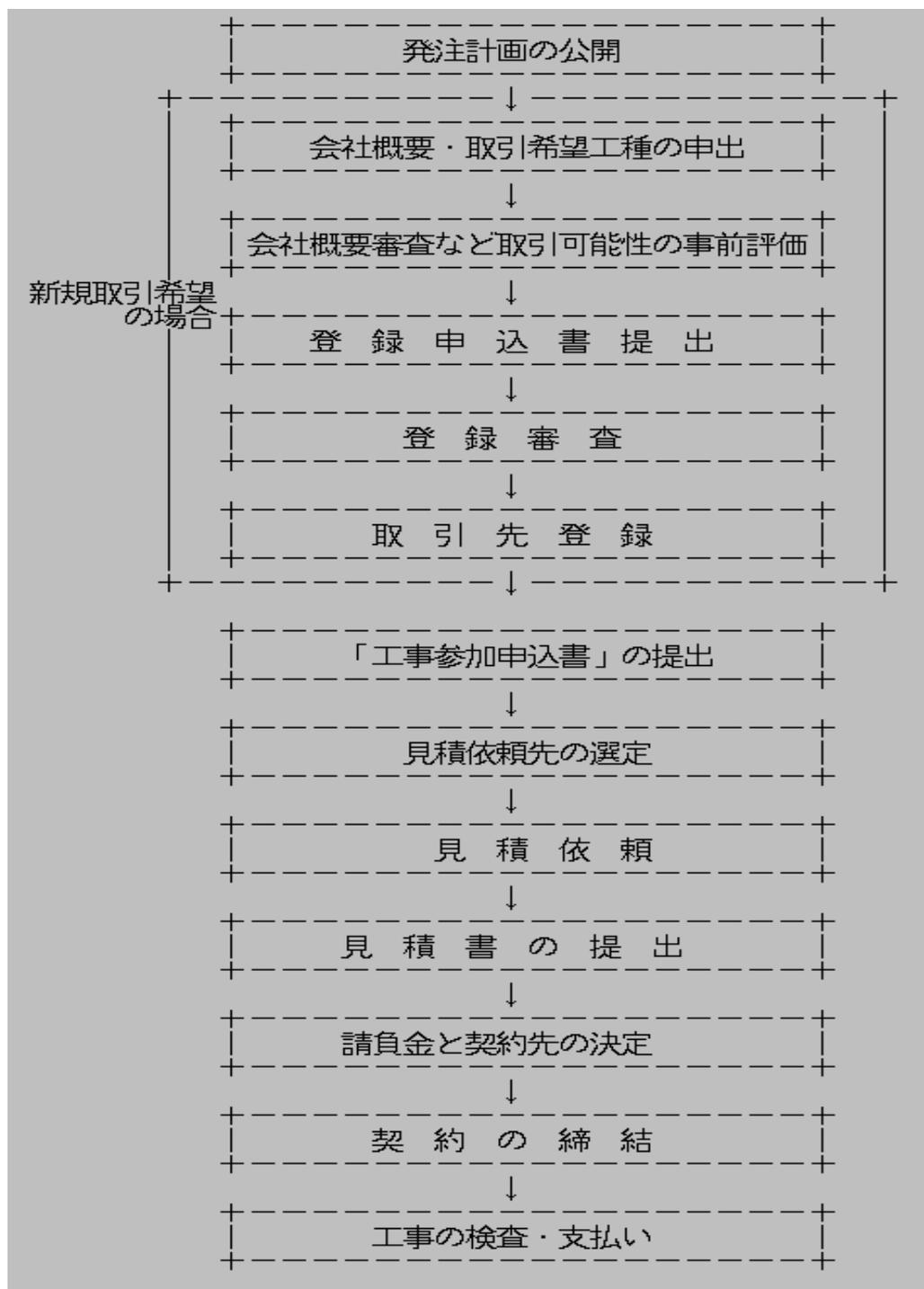
手続きのあらまし

1. [概要フロー図](#)
 2. [工事種類の紹介](#)
-



1. 概要フロー図

貴社が請負工事の取引を希望される場合の、契約手続き概要は以下のとおりです。



2. 工事種類の紹介

東京電力が行う主な工事は、以下のとおりです。

分類	工事種類の主な内容
電気工事	変電所・発電所(水力・原子力)・新エネルギー発電などにおける電気設備・制御設備の工事
架空送電工事	架空送電線・鉄塔の工事
地中工事	地中管路・洞道の工事
機械工事	変電所・発電所(水力・原子力)・新エネルギー発電などにおける機械設備の工事
土木工事	変電所・発電所(水力・原子力)・新エネルギー発電などにおける土木工事
建築工事	支店・変電所・発電所(水力・原子力)・新エネルギー発電などにおける建築・内線・衛生給排水工事
通信工事	光ケーブル・通信機器の工事
塗装工事	鉄塔・外壁等の塗装工事



標準的な発注手続き

1. [発注計画の公開](#)
2. [取引先登録制度](#)
3. [工事参加申込の受付](#)
4. [見積依頼先の選定](#)
5. [見積依頼](#)
6. [見積書の提出](#)
7. [請負金と契約先の決定](#)
8. [契約の締結](#)
9. [工事の検査・支払](#)
10. [予報](#)
11. [その他](#)



1. 発注計画の公開

- 東京電力は、当該年度中に発注を予定する工事について、工事種類別に工事件名、工期、工事場所、発注予定月などを記したリストを年度の初めに作成し、インターネット上で公開しております。



2. 取引先登録制度

- 東京電力は、請負工事の発注において、その都度、取引先の技術力・経営状況を審査する必要があるよう、あらかじめ登録する制度を採用しております。
- 登録を希望される方は、登録申込に必要な書類の提出をお願いします。

◇提出していただく書類

- 会社概要・経営状況に関する書類
会社案内、財務諸表、事業内容調査表(当社様式)など
- 取引希望工事種類に関する書類
建設業許可証明書(写)、工事経歴書、施工能力に関する書類(施工体制、有資格者数、保有資機材一覧等)など
- 登録申込は随時受け付けております。登録は、登録工事種類別に行っておりますので、新規に取引を希望される場合だけでなく、既に登録されている取引先が他の工事種類をご希望される場合も、登録が必要になります。
- 登録の審査は、提出していただいた書類などを基に、総合的に審査を行い登録の可否を決定いたします。審査結果については、審査終了後にお知らせいたします。
- 登録された取引先については、定期的に会社概要・経営状況などを確認させていただきます。
- 一般土木・建築工事などホームページより新規取引先を募集している工事種類については、ホームページにおいて必要書類及び審査方法を掲載しております。



3. 工事参加申込の受付

- 東京電力は、請負工事の発注に際して、個別件名ごとに工事会社の参加希望を受付けております。ただし、取引先登録会社に限らせていただきます。
- 参加希望にあたっては、参加希望工事名、希望理由、コスト低減の提案等を具体的に示していただきます。これらは当社ホームページ上の「購買・工事参加申込」(インターネットにより難しい場合は本社資材部門窓口または、郵送でお渡します「工事参加申込書」)により提出(入力)していただきます。
- 提出していただいた「購買・工事参加申込」は見積依頼先選定の検討資料にさせていただきます。
- 参加希望工事を変更する場合は、改めて「購買・工事参加申込」より提出(入力)していただきます。
- なお、参加希望工事は必ずしも見積依頼されるとは限りませんので、あらかじめご承知おきください。
- 見積依頼の受けられなかった参加希望取引先に対しては、ご要望があった場合には、その理由をご説明いたします。



4. 見積依頼先の選定

- 見積依頼先の選定は、資材部門が工事部門から工事の要請を受けた後行ないます。
- 見積依頼先は、原則として『工事参加申込書』を提出していただいた工事会社の中から個別件名ごとに選定させていただきます。
- 見積依頼先の選定にあたっては、以下の点を総合勘案し、公平に行います。

見積依頼先の選定基準

- 特殊な技術・工法を有していること
- 技術関連上、既設設備に精通していること
- 施工済または実施中の工事との関連を有すること
- 施工地域などの関連から、地域事情に精通していること
- 間接工事費などのコストダウンをはかれること
- 同種工事の施工実績を有し、工事成績が優良であること
- 現在の手持工事量からみて、発注量に偏りが無いこと



5. 見積依頼

- 東京電力は複数の見積依頼先による競争見積を原則としています。
- 特殊な技術・工法、緊急を要する工事、既設設備の修理・改造工事などは、単一の取引先を選定し見積依頼を行う場合があります。
- 見積依頼を行った後、工事仕様書、設計図書をもとに工事の内容または技術的事項についてご説明します。



6. 見積書の提出

- 見積書は所定の様式に金額を記入のうえ、見積書提出期限までに提出していただきます。いったん提出された見積書は、引換えまたは変更することはできません。また、見積書に記名・捺印のないもの、見積総金額に訂正のあるものは無効といたします。



7. 請負金と契約先の決定

- 東京電力は、原則として最低の見積総金額を提示された方を交渉第一順位者とし価格交渉を行い、合意した後、契約先として決定いたします。
- 契約先が決定したときは、その他の見積依頼先に対しては格別の通知をいたしません。ご要望があった場合には、その結果をお知らせいたします。



8. 契約の締結

- 契約は原則として文書により締結され、請負金、工期、支払条件などを明確にいたします。また、契約条項によって完成工期遅延に対する損害賠償、瑕疵担保責任期間中の補償、紛争処理、請負金の補正などの詳細を定めます。



9. 工事の検査・支払

- 工事が完成したときは、工事仕様書、設計図、設計書、その他関係書類に基づき契約内容どおりであるかどうかを検査いたします。原則として検査合格日をもって工事目的物の引渡しを受けません。
- 請負金の支払は、工事目的物の引渡しを受けた翌月の銀行振込により一括支払いたします。ただし、長期に渡る工事については、工事の出来形に応じて支払う出来高払、作業終了確認高を限度とする中間前払、また毎月均等額を支払う均等払等の支払方法もあります。
- 支払方法は、見積依頼時に明示いたします。



10. 予報

- 東京電力は、詳細設計に基づく見積依頼を行う前に、工事会社と技術的検討などを行う必要があると判断した件名については、工事計画の概要、予定工期などを示し、あらかじめ契約先を内定する場合があります。
- これは、予報と称しておりますが、この場合、文書により通知し、詳細設計確定後見積依頼を行い、以降通常の手続きを行います。



11. その他

- 東京電力ならびに取引先は、相互の機密情報を、相手方の書面による了解なく第三者に開示することはできません。
- 契約手続きの各段階において、当社に対し、ご意見、ご希望のある場合は、当社資材部門までご連絡ください。

